

いじめの重大事態の調査報告書の分析に係る参考資料

1 重大事態の調査結果の分析に関する記述

- 平成 28 年 11 月にいじめ防止対策協議会によりとりまとめられた「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」(※1)においては、いじめ事案に関する調査研究に関し、「現状・課題」と「対応の方向性」が次のように記載されている。

【現状・課題】

- ・自殺をはじめとする重大な事案については、専門的な調査研究が実施され、再発防止策につなげる仕組みが必要である。

【対応の方向性】

- ・具体のいじめの重大事態について、各地方公共団体が実施した第三者調査の報告書のデータベース化、分析、研究、再発防止策の提案等が、研究機関等において実施される仕組みの構築を検討する。

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」(※2)において、いじめの防止等のために国が実施すべき施策として、「各地方公共団体によるいじめの重大事態に係る調査結果の収集・分析等について、国立教育政策研究所や各地域、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。」と記載されている。

- 児童生徒課から発出した通知(※3)において、「いじめの重大事態の調査結果の分析は、再発防止に極めて有効であり、個人情報等に配慮しながら可能な限り当該学校を越えて広く共有し、各々のいじめ防止基本方針の改善等に積極的に活用することが重要」とされている。

- 平成 30 年 3 月に総務省が作成した調査報告書(以下「総務省報告書」という。)(※4)において、教育委員会等から重大事態の事例を整理したものの提供等を求める意見も寄せられているとの記述がある。

(※1)「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」(平成 28 年 11 月 2 日 いじめ防止対策協議会)

(※2)「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定(最終改定 平成 29 年 3 月 14 日))

(※3) 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果(速報値)について(通知)(平成28年12月1日付け児童生徒課長通知)。平成29、30年にも同様の通知を発出し、同内容を記載している。

(※4)「いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書」(平成30年3月、総務省行政評価局)

2 いじめの重大事態の発生件数

- いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条第1項に規定するいじめの重大事態の発生件数は、文部科学省が毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下「問題行動等調査」という。)によると、平成25年度179件、平成26年度449件、平成27年度314件、平成28年度396件、平成29年度474件となっている。
- 問題行動等調査によると、地方公共団体の長等による重大事態の調査の結果についての調査(以下「再調査」という。)の件数は、平成25年度0件、平成26年度2件、平成27年度2件、平成28年度2件、平成29年度3件となっている。
- 平成29年度問題行動等調査によると、法第28条第1項第1号に定める重大事態(以下「1号重大事態」という。)と同項第2号に定める重大事態(以下「2号重大事態」という。)の内訳は次のとおりである。
 - ・ 1号重大事態…191件
(生命55、身体28、精神92、金品等16 / 調査済150、調査中41)
 - ・ 2号重大事態…332件(調査済268、調査中64)
- 平成29年度におけるいじめの重大事態の発生件数474件のうち、調査主体別の件数は次のとおりである。
 - ・ 学校が調査主体となった件数…394件
 - ・ 学校設置者が調査主体となった件数…70件
 - ・ 調査主体を検討中の件数…10件